

滞納市税でお悩みのかた

税務課 管理収納係 ☎ ㊟1132
伊勢県税事務所 納税課 ☎ 0596 ㊟5127

県・市町による共同滞納整理について

鳥羽市を含む南勢志摩地域の3市4町と伊勢県税事務所では、11月と12月の2か月を「差押強化月間」と位置付け、地方税の滞納整理に取り組みます。

何もせずに未納をそのまま放置しておいても問題の解決にはなりません。それどころか延滞金の増加、勤務先や取引先への調査、差し押さえ・公売などの不利益を受けることとなりますので、早めに相談してください。

鳥羽市の滞納市税に対する取り組み

納税することができるにもかかわらず、納期限を過ぎても市税などを納付していないかたに、地方税法などで定められた滞納処分を実施します。

その場合は、勤務先などへ調査を行った後、給与・売掛金の差し押さえを実施するなどの滞納整理を集中的に行ったり、三重地方税管理回収機構に徴収権の移管を行います。

三重地方税管理回収機構とは

県内市町の滞納地方税の徴収を専門的に行う組織として設立されました。県内市町の滞納整理事案を引き受け、専門的な手法を駆使しながら、迅速な滞納整理を行って

います。平成16年の機構設立以降、移管した案件は延べ約200件で、徴収額は約3億円となっています。

鳥羽市の直近3年の移管状況は、次のとおりです。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
移管件数	14件	11件	3件
徴収額	8,443,261円	22,153,757円	4,706,319円

三重地方税管理回収機構への移管状況

放置しないで相談を

けがや病気・失業など、やむを得ない事情により一時的に納税することが困難な場合には、市税については鳥羽市税務課（市役所西庁舎2階）、県税については伊勢県税事務所まで相談してください。

※鳥羽市税務課では、事前に予約すると平日の午後8時まで「夜間納税相談窓口」を利用することができます。

夜間納税相談窓口の開設

事前予約不要で、夜間納税相談窓口を開設します。気軽に相談してください。

と き 12月15日（金） 午後5時15分～7時30分

と ころ 市役所西庁舎2階・税務課

ニホンザル生息状況調査のお知らせ

農林水産課農林係 ☎ ㊟1231

ニホンザルによる被害問題の解決や適正な管理に向け、鳥羽市全域で生息状況調査（地域への聞き取り調査）を実施しますのでお知らせします。

専門の調査員が地域を巡回し、サルの出没や被害に関する情報をお聞きします。調査員は、名札と腕章を身に着けています。調査車両には、「野生動物調査中」のステッカーが貼ってあります。ご協力をお願いします。

- ①実施主体 三重県農林水産部獣害対策課
- ②受託者 株式会社 野生動物保護管理事務所
担当：藏元(クラモト) ☎ 0848 ㊟1593
- ③期 間 11月上旬～12月下旬



●鳥羽市のニホンザル捕獲実績(有害捕獲)

令和2年：14頭
令和3年：27頭
令和4年：20頭
令和5年：21頭(8月末現在)

●本年度の対策事業

- サルの群捕獲事業(地域での大型檻運用)
- 追い払い用駆逐煙火や花火の配布
- 追い払い用電動ガンの貸し出し
- その他防除、捕獲支援